

2025年8月13日  
株式会社山梨中央銀行

## 一部の預金口座開設にかかる手数料新設のお知らせ

当行では2025年10月1日（水）から、以下のとおり口座開設手数料を新設します。

### 1. 対象となるお客さま

2025年10月1日（水）以降に、以下の口座を開設されるお客さま

### 2. 手数料について

対象口座	金額
贈与専用預金口座	1口座あたり 110,000円（税込）
破産管財人口座	1口座あたり 16,500円（税込）
＜各種管理人口座＞ ・相続財産管理人口座 ・相続財産清算人口座 ・不在者財産管理人口座 ・遺言執行者口座 ・遺産整理受任者口座 ・遺産整理口口座 その他、管理人口座として作成する口座	1口座あたり 16,500円（税込）

※ 2025年9月30日（火）以前に口座を開設済みのお客さまは対象外です。

以上